

篠原中学校いじめ防止基本方針

令和6年3月28日改訂

令和6年3月28日更新

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」を、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめ防止対策推進法（文部科学省）

横浜市いじめ防止基本方針 より抜粋

②いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとっていじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

③いじめ防止に向けた基本方針

- ・いじめは、誰にでも、どこでも起こりうる最も身近な人権侵害であるという認識のもと、あらゆる教育活動を通して、子どもたちの自己有用感を育て、いじめが起きにくい風土づくりを目指す。
- ・保護者との協力、地域とのかかわりを大切にし、豊かな人間性を育むとともに、子どもたちを共に育てていく「共育」の姿勢を大切にする。
- ・いじめを許さない、見逃さない学校の雰囲気づくりを推進し、生徒自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるように働きかける。
- ・いじめは絶対に許さないという強い決意のもと、全教職員が一丸となって、いじめ防止に努め、必要に応じて関係機関との連携を進めていく。

2 組織の設置及び組織的な取組

①「学校いじめ防止対策委員会」の設置

校内組織として「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。構成員は、校長・副校長・生徒指導専任・教務主任・学年主任・生徒指導部長・養護教諭・特別支援コーディネーターとし、必要に応じて関係職員やスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）などの心理や福祉等の専門家参加を求める。

②委員会の運営

「篠原中学校いじめ防止対策委員会」は月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、定期開催とは別に、直ちに開催する。（いじめの積極的認知）

校長は、学校として**組織的対応方針**を決定し、**生徒指導専任が主管する（会議録を作成・保管し、進捗管理）**。

③「篠原中学校いじめ防止対策委員会」の役割

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知
- ・YPアセスメントを定期的に実施し、学級担任はじめ学年内で分析し、学級経営に生かす

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

3 いじめを防止するための取組

①いじめの未然防止

- ・生徒の主体的な取組への支援
- ・授業づくり、集団作りの具体的な取組
- ・人権教育、道徳教育の推進

②早期発見・早期対応

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ早期発見のためのアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導、支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④いじめの解消

いじめの解消には、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ・いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

生徒の心理や行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（生徒理解研修の推進）や法令の確実な運用を行うための研修を実施する。

⑥学校運営協議会の活用

いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域・保護者と連携して取り組む。

⑦取組の年間計画

月	取組内容	生活アンケート	
4月	年間計画の確認、いじめの定義・生徒理解研修、教育相談（事前アンケート・面談）		いじめ防止対策委員会 毎月 月末実施
5月	いじめ防止研修（職員会議）、いじめ早期発見のための記名式アンケート	○	
6月	しのはら学校運営協議会、しのはら学校支援地域本部事務局会、 Y-Pアセスメント実施、 いじめ早期発見のための記名式アンケートの結果の分析と共有	○	
7月	保護者面談、横浜子ども会議（中学ブロック）、社会を明るくする運動、	○	
8月	専任教諭夏季研修に基づく校内研修、横浜子ども会議、教育相談	○	
9月	しのはら学校支援地域本部事務局会		
10月	しのはら学校運営協議会、児童生徒交流日	○	
11月	しのはら学校支援地域本部事務局会	○	
12月	しのはら学校運営協議会、三者面談、人権週間、いじめ防止月間の取組、 いじめ解決一斉キャンペーン（アンケート・面談）	○	
1月	教育相談、Y-Pアセスメント実施	○	
2月	しのはら学校支援地域本部事務局会、しのはら学校運営協議会、年度末反省・検証	○	
3月	しのはら学校支援地域本部事務局会、次年度年間計画の策定、 「学校いじめ防止基本方針（本紙）」の内容検討	○	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視野においた「調査」を実施する。調査結果についても教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要な場合は横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。